

第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

25問 2時間

A-1 次の記述は、電波法及び電波法に基づく命令において使用する用語の定義である。電波法（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 「電波」とは、300万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
- ② 「無線電信」とは、電波を利用して、 **A** を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- ③ 「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- ④ 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための **B** をいう。
- ⑤ 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の **C** を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

	A	B	C
1	モールス符号	電氣的設備	管理
2	モールス符号	通信設備	操作
3	符号	電氣的設備	操作
4	符号	通信設備	管理

A-2 次の記述は、アマチュア無線局の予備免許中の変更について述べたものである。電波法（第9条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第8条の予備免許を受けた者は、 **A** を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- ② ①のただし書の事項について **A** を変更したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ③ ①の変更は、 **B** に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第3章（無線設備）に定める **C** に合致するものでなければならない。
- ④ 電波法第8条の予備免許を受けた者は、通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。

	A	B	C
1	無線設備	電波の型式又は周波数	技術基準
2	無線設備	周波数、電波の型式又は空中線電力	無線局の開設の根本的基準
3	工事設計	周波数、電波の型式又は空中線電力	技術基準
4	工事設計	電波の型式又は周波数	無線局の開設の根本的基準

A-3 無線局の予備免許を受けた者が、指定された工事落成の期限（期限の延長があったときは、その期限）経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出をしないときは、総務大臣は、どのような処分を行わなければならないか。電波法（第11条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 その無線局の免許を拒否しなければならない。
- 2 その無線局の予備免許を取り消さなければならない。
- 3 速やかに当該工事を落成するよう指示しなければならない。
- 4 当該工事落成の期限の延長を申請するよう指示しなければならない。

A-4 次の記述は、アマチュア無線局の廃止等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、その無線局を廃止するときは、 A ならない。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 B その免許状を C しなければならない。

A	B	C
1 その旨を総務大臣に届け出なければ	速やかに	廃棄
2 その旨を総務大臣に届け出なければ	1箇月以内に	返納
3 あらかじめ総務大臣の許可を受けなければ	速やかに	返納
4 あらかじめ総務大臣の許可を受けなければ	1箇月以内に	廃棄

A-5 次に掲げる用語の定義のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、誤っているものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「空中線電力」とは、空中線に供給される電力に、与えられた方向における空中線の相対利得を乗じたものをいう。
- 2 「尖頭電力」とは、通常の動作状態において、変調包絡線の最高尖頭における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均の電力をいう。
- 3 「平均電力」とは、通常の動作中の送信機から空中線系の給電線に供給される電力であって、変調において用いられる最低周波数の周期に比較して十分長い時間（通常、平均の電力が最大である約10分の1秒間）にわたって平均されたものをいう。
- 4 「搬送波電力」とは、変調のない状態における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均の電力をいう。ただし、この定義は、パルス変調の発射には適用しない。

A-6 次の記述は、電波の型式の表示について述べたものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 「F2B」は、電波の主搬送波の変調の型式が角度変調であって周波数変調、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号である単一チャネルのものであって変調のための副搬送波を使用するものであり、かつ、伝送情報の型式が電信であって A を目的とするものの電波の型式を表示する。
- ② 「J3E」は、電波の主搬送波の変調の型式が振幅変調であって B による単側波帯、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャネルのものであり、かつ、伝送情報の型式が電話（音響の放送を含む。）の電波の型式を表示する。
- ③ 「F7D」は、電波の主搬送波の変調の型式が角度変調であって周波数変調、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号である C のチャネルのものであり、かつ、伝送情報の型式がデータ伝送、遠隔測定又は遠隔指令の電波の型式を表示する。

A	B	C
1 自動受信	抑圧搬送波	2以上
2 自動受信	低減搬送波	1又は2以上
3 聴覚受信	抑圧搬送波	1又は2以上
4 聴覚受信	低減搬送波	2以上

A-7 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

高圧電気（高周波若しくは交流の電圧 A 又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。）を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易に触れることができないように、絶縁遮蔽体又は B の内に収容しなければならない。ただし、 C のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

A	B	C
1 350ボルト	接地された金属遮蔽体	無線従事者
2 350ボルト	金属遮蔽体	取扱者
3 300ボルト	接地された金属遮蔽体	取扱者
4 300ボルト	金属遮蔽体	無線従事者

A-8 次の記述は、空中線の指向特性を定める事項について述べたものである。無線設備規則（第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

空中線の指向特性は、次に掲げる事項によって定める。

- (1) 主輻射方向及び副輻射方向
- (2) A の主輻射の角度の幅
- (3) 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を B もの
- (4) C よりの輻射

	A	B	C
1	水平面	乱す	給電線
2	水平面	妨げる	共用器
3	垂直面	乱す	共用器
4	垂直面	妨げる	給電線

A-9 次の記述は、非常通信について述べたものである。電波法（第52条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 A を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、 B、交通通信の確保又は C のために行われる無線通信をいう。

	A	B	C
1	電気通信業務の通信	財貨の保全	秩序の維持
2	電気通信業務の通信	災害の救援	電力供給の確保
3	有線通信	災害の救援	秩序の維持
4	有線通信	財貨の保全	電力供給の確保

A-10 次の記述は、モールス無線電信による試験電波の発射について述べたものである。無線局運用規則（第39条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

① 無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする電波の A によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の(1)から(3)までの符号を順次送信し、更に1分間聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「VVV」の連続及び自局の呼出符号1回を送信しなければならない。この場合において、「VVV」の連続及び自局の呼出符号の送信は、 B を超えてはならない。

- (1) E X 3回
- (2) D E 1回
- (3) 自局の呼出符号 C

② ①の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、他の無線局から停止の要求がないかどうかを確かめなければならない。

③ ①の後段の規定にかかわらず、アマチュア局にあっては、必要があるときは、 B を超えて「VVV」の連続及び自局の呼出符号の送信をすることができる。

	A	B	C
1	周波数	10秒間	1回
2	周波数	20秒間	3回
3	周波数及びその他必要と認める周波数	10秒間	3回
4	周波数及びその他必要と認める周波数	20秒間	1回

A-11 次の記述は、自局の呼出しが他の通信に混信を与える旨の通知を受けた場合について述べたものである。無線局運用規則（第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちに A しなければならない。
- ② ①の通知をする無線局は、その通知をするに際し、 B を示すものとする。

A	B
1 その呼出しを中止	受けている混信の度合い
2 その呼出しを中止	分で表す概略の待つべき時間
3 その空中線電力を低下	受けている混信の度合い
4 その空中線電力を低下	分で表す概略の待つべき時間

A-12 次の記述は、アマチュア局の運用について述べたものである。無線局運用規則（第258条及び第259条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① アマチュア局は、自局の発射する電波が A 支障を与え、若しくは与える虞があるときは、速やかに当該周波数による電波の発射を中止しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。
- ② アマチュア局の送信する通報は、 B であってはならない。

A	B
1 他の無線局の運用又は放送の受信に	他人の依頼によるもの
2 他の無線局の運用又は放送の受信に	長時間継続するもの
3 重要無線通信を行う無線局の運用に	長時間継続するもの
4 重要無線通信を行う無線局の運用に	他人の依頼によるもの

A-13 次の記述は、アマチュア無線局の免許の取消し等について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3箇月以内の期間を定めて A の停止を命じ、又は期間を定めて B を制限することができる。
- ② 総務大臣は、免許人が次のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。
 - (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6箇月以上休止したとき。
 - (2) 不正な手段により無線局の免許を受けたとき。
 - (3) 不正な手段により通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けたとき。
 - (4) 不正な手段により識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を行わせたとき。
 - (5) ①の命令又は制限に従わないとき。
 - (6) 電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から C を経過しない者に該当するに至ったとき。

A	B	C
1 電波の発射	周波数若しくは空中線電力	2年
2 電波の発射	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力	3年
3 無線局の運用	周波数若しくは空中線電力	3年
4 無線局の運用	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力	2年

A-14 次の記述は、電波の発射の停止について述べたものである。電波法（第72条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して A 電波の発射の停止を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が電波法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、 B させなければならない。
- ③ 総務大臣は、②の規定により発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに C しなければならない。

A	B	C
1 期間を定めて	職員を無線局に派遣し、当該無線設備を検査	①の停止を解除
2 期間を定めて	その無線局に電波を試験的に発射	その旨を通知
3 臨時に	職員を無線局に派遣し、当該無線設備を検査	その旨を通知
4 臨時に	その無線局に電波を試験的に発射	①の停止を解除

A-15 次の記述は、無線局の免許人が行う総務大臣への報告について述べたものである。電波法（第80条及び第81条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、次に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
 - (1) A を行ったとき。
 - (2) 電波法又は B の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
 - (3) 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。
- ② 総務大臣は、 C その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。

A	B	C
1 非常通信	電気通信事業法	混信の除去
2 非常通信	電波法に基づく命令	無線通信の秩序の維持
3 非常通信又は電波法第74条（非常の場合の無線通信）の通信の訓練のための通信	電波法に基づく命令	混信の除去
4 非常通信又は電波法第74条（非常の場合の無線通信）の通信の訓練のための通信	電気通信事業法	無線通信の秩序の維持

A-16 次の記述は、無線従事者の免許証の再交付及び返納について述べたものである。無線従事者規則（第50条及び第51条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線従事者は、氏名に変更を生じたとき又は免許証を A に免許証の再交付を受けようとするときは、所定の様式の申請書に次に掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。
 - (1) 免許証（免許証を失った場合を除く。）
 - (2) 写真 B
 - (3) 氏名の変更の事実を証する書類（氏名に変更を生じたときに限る。）
- ② 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から C にその免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときも同様とする。
- ③ 無線従事者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）による死亡又は失そう宣告の届出義務者は、遅滞なく、その免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。

A	B	C
1 破り、若しくは失ったため	1枚	1箇月以内
2 破り、若しくは失ったため	2枚	10日以内
3 汚し、破り、若しくは失ったため	1枚	10日以内
4 汚し、破り、若しくは失ったため	2枚	1箇月以内

A-17 次の記述は、局の技術特性について述べたものである。無線通信規則（第3条）の規定に照らし、誤っているものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 発射の周波数帯幅は、スペクトルを最も効率的に使用し得るようなものでなければならない。このためには、一般的には、周波数帯幅を技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持することが必要である。
- 2 受信機の動作特性は、その受信機が、そこから適当な距離にあり、かつ、無線通信規則の規定に従って運用している送信機からの混信を受けないようなものを採用するものとする。
- 3 局において使用する装置の選択及び動作並びにそのすべての発射は、無線通信規則に適合しなければならない。
- 4 局において使用する装置は、周波数スペクトルを最も効率的に使用することが可能な信号処理方式として単側波帯技術を採用するものとする。

A-18 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、どのようにしなければならないか。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 違反した局に連絡しなければならない。
- 2 違反した局の属する国の主管庁に報告しなければならない。
- 3 違反を認めた局の属する国の主管庁に報告しなければならない。
- 4 違反した局の属する国の主管庁及び国際電気通信連合に報告しなければならない。

A-19 次の記述は、局の識別について述べたものである。無線通信規則（第19条）の規定に照らし、誤っているものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 虚偽の又は紛らわしい識別表示を使用する伝送はすべて禁止する。
- 2 アマチュア業務においては、すべての伝送は、識別信号を伴うものとする。
- 3 アマチュア局は、特別取決めにより国際符字列に基づかない呼出符号を持つことができる。
- 4 識別信号を伴う伝送については、局が容易に識別されるため、各局は、その伝送（試験、調整又は実験のために行うものを含む。）中にできる限りしばしばその識別信号を伝送しなければならない。

A-20 次の記述は、異なる国のアマチュア局相互間の無線通信について述べたものである。無線通信規則（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 異なる国のアマチュア局相互間の伝送は、地上コマンド局とアマチュア衛星業務の宇宙局との間で交わされる制御信号は除き、 **A** されたものであってはならない。
- ② アマチュア局は、 **B** に限って、 **C** の伝送を行うことができる。主管庁は、その管轄下にあるアマチュア局への本条項の適用について決定することができる。

- | A | B | C |
|------------------|------------|------------------|
| 1 伝送能率を高めるために高速化 | 通信回線のふくそう時 | 第三者のために国際通信 |
| 2 意味を隠すために暗号化 | 緊急時及び災害救助時 | 第三者のために国際通信 |
| 3 伝送能率を高めるために高速化 | 緊急時及び災害救助時 | アマチュア局以外の局との国際通信 |
| 4 意味を隠すために暗号化 | 通信回線のふくそう時 | アマチュア局以外の局との国際通信 |

B-1 次の記述は、無線局の変更検査について述べたものである。電波法（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 電波法第17条（変更等の許可）の規定により ア の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が イ に適合していると認められた後でなければ、 ウ してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について電波法第24条の2第1項又は第24条の13第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る エ の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、その オ を省略することができる。

- | | |
|------------------------|----------------------------|
| 1 無線設備の設置場所 | 2 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所 |
| 3 電波法第3章（無線設備）に定める技術基準 | 4 その許可の内容 |
| 5 許可に係る無線設備を運用 | 6 当該無線局の無線設備を運用 |
| 7 点検 | 8 検査 |
| 9 全部 | 10 一部 |

B-2 次の記述は、受信設備の条件について述べたものである。電波法（第29条）及び無線設備規則（第24条及び第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて他の無線設備の機能に支障を与えるものであってはならない。
- ② ①に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と ア の等しい イ を使用して測定した場合に、その回路の電力が ウ 以下でなければならない。
- ③ その他の条件として受信設備は、なるべく次の(1)から(4)までに適合するものでなければならない。
- (1) エ が小さいこと。
- (2) 感度が十分であること。
- (3) 選択度が適正であること。
- (4) オ が十分であること。

- | | | | | |
|----------|-----------|------------|---------------------------|--------|
| 1 電氣的常数 | 2 空中線結合回路 | 3 4ナノワット | 4 内部雑音 | 5 安定度 |
| 6 利得及び能率 | 7 擬似空中線回路 | 8 4マイクロワット | 9 総合歪率 <small>ひずみ</small> | 10 了解度 |

B-3 次の記述は、無線局の目的外使用の禁止等について述べたものである。電波法（第52条から第55条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された目的又は ア の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。
- (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) イ (5) 放送の受信
- (6) その他総務省令で定める通信
- ② 無線局を運用する場合には、 ウ 、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ③ 無線局を運用する場合には、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- (1) 免許状に記載された エ であること。
- (2) 通信を行うため オ であること。
- ④ 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、①の(1)から(6)までに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

- | | |
|------------------|-------------|
| 1 通信の相手方若しくは通信事項 | 2 通信事項 |
| 3 非常の場合の無線通信 | 4 非常通信 |
| 5 無線設備の設置場所 | 6 無線設備の工事設計 |
| 7 ところによるもの | 8 ものの範囲内 |
| 9 必要最小のもの | 10 十分なもの |

B-4 次の記述は、免許等を要しない無線局及び受信設備に対する監督について述べたものである。電波法（第82条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 総務大臣は、電波法第4条第1号から第3号までに掲げる無線局（以下「免許等を要しない無線局」という。）の無線設備の発する電波又は受信設備が副次的に発する電波若しくは高周波電流が他の無線設備の機能に ア な障害を与えるときは、その設備の イ に対し、その障害を ウ するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ② 総務大臣は、免許等を要しない無線局の無線設備について又は放送の受信を目的とする エ について①の措置をとるべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を オ させることができる。

- | | | | | |
|-----------|------------|---------|---------------|-------|
| 1 重大 | 2 施設者又は利用者 | 3 除去 | 4 受信設備 | 5 検査 |
| 6 継続的かつ重大 | 7 所有者又は占有者 | 8 実地に調査 | 9 受信設備以外の受信設備 | 10 撤去 |

B-5 次の記述は、通信の秘密について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第37条）及び無線通信規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 構成国は、 ア の秘密を確保するため、使用される電気通信のシステムに適合する イ をとることを約束する。
- ② 主管庁は、 ウ を適用するに当たり、次の事項を エ するために必要な措置をとることを約束する。
- (1) 公衆の一般的利用を目的としていない無線通信を許可なく傍受すること。
- (2) (1)にいう無線通信の傍受によって得られたすべての種類の情報について、許可なく、その内容若しくは単にその存在を漏らし、又はそれを オ こと。

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| 1 国際通信 | 2 公衆通信 |
| 3 すべての可能な措置 | 4 技術的に可能な措置 |
| 5 その属する国の法令 | 6 国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定 |
| 7 禁止 | 8 禁止し、及び防止 |
| 9 他人の用に供する | 10 公表若しくは利用する |